

議第158号

呉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市都市公園条例の一部を改正する条例

呉市都市公園条例(昭和44年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2(第16条関係)			別表第2(第16条関係)		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
1 公園施設を設ける場合			1 公園施設を設ける場合		
(1)・(2) 略	略	略	(1)・(2) 略	略	略
2 公園施設を管理する場合			2 公園施設を管理する場合		
(1) 略	略	略	(1) 略	略	略
(2) 前号に掲げる公園施設以外の公園施設	1平方メートル1月につき	<u>92円</u>	(2) 前号に掲げる公園施設以外の公園施設	1平方メートル1月につき	<u>93円</u>
3 公園を占有する場合			3 公園を占有する場合		
(1)~(8) 略	略	略	(1)~(8) 略	略	略
4 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合			4 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合		
(1) 露天営業その他これに類するものの	1平方メートル1日につき	<u>57円</u>	(1) 露天営業その他これに類するものの	1平方メートル1日につき	<u>58円</u>
(2) 行商、募金又は業として写真を撮影するもの	1人1日につき	<u>350円</u>	(2) 行商、募金又は業として写真を撮影するもの	1人1日につき	<u>356円</u>
(3) 業として映画を撮影するもの	1日につき	<u>5,292円</u>	(3) 業として映画を撮影するもの	1日につき	<u>5,390円</u>
(4) 興行、競技会、展示会、	入場料の類を徴収	22円	(4) 興行、競技会、展示会、	入場料の類を徴収	22円

集会その他これらに類する催しをするものの	しない場合 1平方メートル1日につき 入場料の類を徴収する場合 1平方メートル1日につき	略	<u>56円</u>
5・6 略	略	略	
備考			
1・2 略			
3 公園施設を設ける場合及び公園を占有する場合において、公園の使用等が一時的又はその期間が1月に満たないときは、前2項の規定により計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た金額を使用料とする。			
4 略			

集会その他これらに類する催しをするものの	しない場合 1平方メートル1日につき 入場料の類を徴収する場合 1平方メートル1日につき	略	<u>57円</u>
5・6 略	略	略	
備考			
1・2 略			
3 公園施設を設ける場合及び公園を占有する場合において、公園の使用等が一時的又はその期間が1月に満たないときは、前2項の規定により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た金額を使用料とする。			
4 略			

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。